



平成20年12月16日

各 位

会社名 株式会社 さいか屋
代表者名 代表取締役社長 岡本 康英
(コード番号8254 東証2部)
問合せ先 取締役本社経理部長 木村 信
電話番号 044-211-3157

有価証券報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

平成20年12月16日付で、下記の通り有価証券報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年5月27日に提出した第76期(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所には 線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) <訂正がないため省略>

(4)～(6) <記載なし>

(訂正後)

(1)～(3) <訂正がないため省略>

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款に定めている。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めている。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

(6) 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的としている。